

返 戻 金 制 度 に つ い て

採用決定者の退職等

採用決定者が入社日以後、3 ヶ月以内に雇用契約を終了し退職したとき、支払われた紹介料を、以下の通りに返還するものとする。但し、雇用事業所の責に帰すべき事由による解雇又は退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態による場合には、乙は当該返還義務を負わないものとする（但し、短期雇用契約書に基づく採用の場合はこれを適用しない）。

◎雇用契約期間 1 ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 80%

◎雇用契約期間 2 ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 50%

◎雇用契約期間 3 ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 30%

令和元年 12 月 1 日

アルカセット・コンサルティング株式会社
東京都新宿区四谷本塩町 15 番 12 号 カース四谷 3 階
(有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-311461)